

議案第28号

三朝町簡易水道等給水条例等の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等給水条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等給水条例等の一部を改正する条例

(三朝町簡易水道等給水条例の一部改正)

第1条 三朝町簡易水道等給水条例(平成9年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第36条の2を次のように改める。

(料金を免れた者に対する過料)

第36条の2 町長は、詐欺その他不正の行為により第25条の料金、又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(三朝町都市公園条例の一部改正)

第2条 三朝町都市公園条例(昭和42年三朝町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が

5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年三朝町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第52条を次のように改める。

第52条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成7年三朝町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(罰則)

第26条 町長は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃等の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(三朝町水道事業給水条例の一部改正)

第5条 三朝町水道事業給水条例(平成10年三朝町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

(料金を免れた者に対する過料)

第36条 町長は、詐欺その他不正の行為により第24条の料金、又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。